使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。ただし、同告示別表第一部の改正規定については、同年六月一日から適用する。

令和七年三月十八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

注１～３　（略）

第１部　内用薬

品名	規格単位	薬価 円
（あ）～（ら）　（略）		
（り）		
（略）		
リットフーロカプセル50mg	50mg１カプセル	5,584.30
（略）		
（る）～（わ）　（略）		

第２部～第４部　（略）

第５部　追補　（１）

内用薬

品名	規格単位	薬価 円
（う）		
ウプトラビ錠小児用0.05mg	0.05mg１錠	443.50
（せ）		
ゼポジアカプセル0.92mg	0.92mg１カプセル	4,792.80
ゼポジアカプセルスターターパック	１シート	12,313.30
（ふ）		
ブルキンザカプセル80mg	80mg１カプセル	6,636.10

注射薬

品名	規格単位	薬価 円
（く）		
クアルソディ髄注100mg	100mg15mL１瓶	2,788,883
（せ）		
ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス	2.5mg0.5mL１キット	3,067
ゼップバウンド皮下注５mgアテオス	５mg0.5mL１キット	5,797
ゼップバウンド皮下注7.5mgアテオス	7.5mg0.5mL１キット	7,721
ゼップバウンド皮下注10mgアテオス	10mg0.5mL１キット	8,999
ゼップバウンド皮下注12.5mgアテオス	12.5mg0.5mL１キット	10,180
ゼップバウンド皮下注15mgアテオス	15mg0.5mL１キット	11,242
（た）		
ダトロウェイ点滴静注用100mg	100mg１瓶	311,990
（て）		
テクベイリ皮下注30mg	30mg３mL１瓶	216,930
テクベイリ皮下注153mg	153mg1.7mL１瓶	1,081,023
（ひ）		
ヒムペブジ皮下注150mgペン	150mg１mL１キット	883,108
（ふ）		

改正前

別表

注１～３　（略）

第１部　内用薬

品名	規格単位	薬価 円
（あ）～（ら）　（略）		
（り）		
（略）		
リットフーロカプセル50mg	50mg１カプセル	5,802.40
（略）		
（る）～（わ）　（略）		

第２部～第４部　（略）

（新設）

ファセンラ皮下注30mgペン	30mg１mL１キット	351,731	
ブリィビアクト静注25mg	25mg2.5mL１瓶	2,450	
（る）			
ルンスミオ点滴静注１mg	１mg１mL１瓶	83,717	
ルンスミオ点滴静注30mg	30mg30mL１瓶	2,393,055	